

# 個人型確定拠出年金 〈iDeCo〉

## 加入者月別掛金額登録・変更届

### 記入要領

月別掛金方式は規定の範囲内で掛金額の納付時期を選択することができます。

掛金額納付方式の選択	毎月定額方式	納付月と金額を指定して納付（年単位拠出） 月別掛金方式																																																																																				
特徴	毎月の掛金額は一定です。	規定の範囲内で月別に掛金額を指定できます。																																																																																				
掛金額の指定方法	個人型年金加入申出書で毎月の掛金額を届出します。	個人型年金加入申出書等※で月別掛金方式を指定し、【加入者月別掛金額登録・変更届】で各月の掛金額を事前に届出します。																																																																																				
【例】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>引落日</th> <th>掛金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1月26日</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>2月26日</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>3月26日</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>4月26日</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>5月26日</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>6月26日</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>7月26日</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>8月26日</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>9月26日</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>10月26日</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>11月26日</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>12月26日</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>144,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>毎月の掛金は一定額</p>	引落日	掛金額	1月26日	12,000円	2月26日	12,000円	3月26日	12,000円	4月26日	12,000円	5月26日	12,000円	6月26日	12,000円	7月26日	12,000円	8月26日	12,000円	9月26日	12,000円	10月26日	12,000円	11月26日	12,000円	12月26日	12,000円	合計	144,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>引落日</th> <th>掛金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1月26日</td><td>0円</td></tr> <tr><td>2月26日</td><td>0円</td></tr> <tr><td>3月26日</td><td>0円</td></tr> <tr><td>4月26日</td><td>0円</td></tr> <tr><td>5月26日</td><td>0円</td></tr> <tr><td>6月26日</td><td>0円</td></tr> <tr><td>7月26日</td><td>0円</td></tr> <tr><td>8月26日</td><td>0円</td></tr> <tr><td>9月26日</td><td>0円</td></tr> <tr><td>10月26日</td><td>0円</td></tr> <tr><td>11月26日</td><td>0円</td></tr> <tr><td>12月26日</td><td>144,000円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>144,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>数ヵ月分の掛金を、特定の月にまとめて納付する</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>引落日</th> <th>掛金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1月26日</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>2月26日</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>3月26日</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>4月26日</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>5月26日</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>6月26日</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>7月26日</td><td>50,000円</td></tr> <tr><td>8月26日</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>9月26日</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>10月26日</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>11月26日</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>12月26日</td><td>40,000円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>144,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>掛金を毎月納付するが、特定の月だけ増額または減額する</p>	引落日	掛金額	1月26日	0円	2月26日	0円	3月26日	0円	4月26日	0円	5月26日	0円	6月26日	0円	7月26日	0円	8月26日	0円	9月26日	0円	10月26日	0円	11月26日	0円	12月26日	144,000円	合計	144,000円	引落日	掛金額	1月26日	5,000円	2月26日	5,000円	3月26日	5,000円	4月26日	9,000円	5月26日	5,000円	6月26日	5,000円	7月26日	50,000円	8月26日	5,000円	9月26日	5,000円	10月26日	5,000円	11月26日	5,000円	12月26日	40,000円	合計	144,000円
引落日	掛金額																																																																																					
1月26日	12,000円																																																																																					
2月26日	12,000円																																																																																					
3月26日	12,000円																																																																																					
4月26日	12,000円																																																																																					
5月26日	12,000円																																																																																					
6月26日	12,000円																																																																																					
7月26日	12,000円																																																																																					
8月26日	12,000円																																																																																					
9月26日	12,000円																																																																																					
10月26日	12,000円																																																																																					
11月26日	12,000円																																																																																					
12月26日	12,000円																																																																																					
合計	144,000円																																																																																					
引落日	掛金額																																																																																					
1月26日	0円																																																																																					
2月26日	0円																																																																																					
3月26日	0円																																																																																					
4月26日	0円																																																																																					
5月26日	0円																																																																																					
6月26日	0円																																																																																					
7月26日	0円																																																																																					
8月26日	0円																																																																																					
9月26日	0円																																																																																					
10月26日	0円																																																																																					
11月26日	0円																																																																																					
12月26日	144,000円																																																																																					
合計	144,000円																																																																																					
引落日	掛金額																																																																																					
1月26日	5,000円																																																																																					
2月26日	5,000円																																																																																					
3月26日	5,000円																																																																																					
4月26日	9,000円																																																																																					
5月26日	5,000円																																																																																					
6月26日	5,000円																																																																																					
7月26日	50,000円																																																																																					
8月26日	5,000円																																																																																					
9月26日	5,000円																																																																																					
10月26日	5,000円																																																																																					
11月26日	5,000円																																																																																					
12月26日	40,000円																																																																																					
合計	144,000円																																																																																					

※【加入者月別掛金額登録・変更届】単独では月別掛金方式の手続は完了しません。

現況	変更原因	あわせて提出する書類
新規加入する(iDeCoの口座はない)	iDeCoの掛金を月別掛金方式で納付したい	個人型年金加入申出書
運用指図者である(iDeCo口座あり)		
現在iDeCoの加入者である (掛金を掛けている)	毎月定額方式を月別掛金方式に変更したい	加入者掛金額変更届(第1号被保険者用) 加入者掛金額変更届(第2号被保険者用) 加入者掛金額変更届(第3号被保険者用) 加入者掛金額変更届(任意加入被保険者用)
	月別掛金方式の納付予定を変更したい	
	本人・配偶者の転職などにより加入者の被保険者種別が変更になった	加入者被保険者種別変更届(第1号被保険者用) 加入者被保険者種別変更届(第2号被保険者用) 加入者被保険者種別変更届(第3号被保険者用) 加入者被保険者種別変更届(任意加入被保険者用)
	第2号被保険者で勤務先が変わった	加入者登録事業所変更届+「事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書」 または 「第2号加入者に係る事業主の証明書(共済組合員用)」

確定拠出年金に関するお問合せは

りそな銀行確定拠出年金コールセンター

0120-401-987

音声ガイダンス確認後「2」と「#」を入力してください

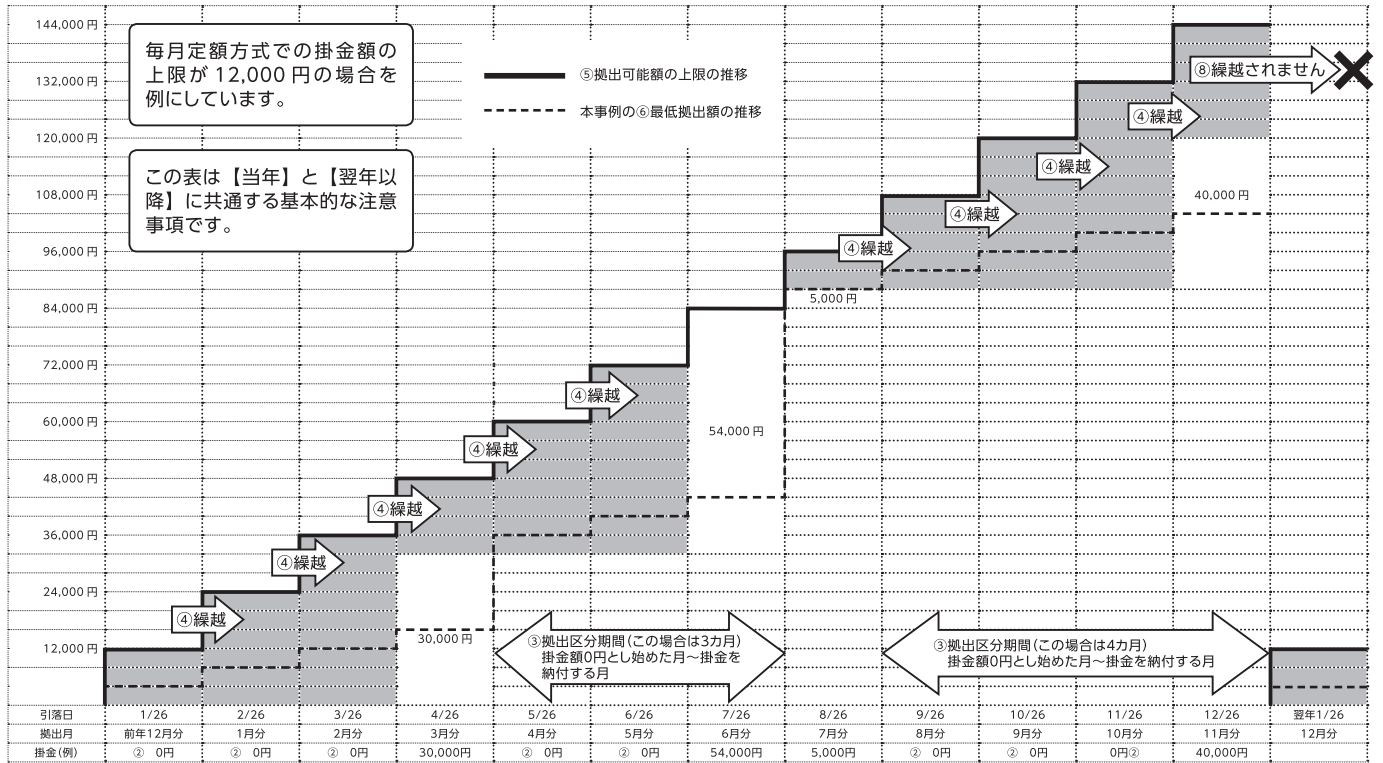
受付時間 平日：9:00～21:00 土日：9:00～17:00

※ 祝日、振替休日および年末年始はご利用できません。

ホームページ <https://www.resonabank.co.jp/nenkin/ideco/>

# 年単位拠出（月別掛金方式）のきまり

各月の掛金額の設定についての【当年】欄と【翌年以降】欄に共通する基本的な注意事項です。



## ① 毎月定額方式の月額掛金の上限・下限⇒3ページ

月別掛金方式でも、掛金額は毎月定額方式の月額掛金上限・下限を基にを設定します。⇒⑤拠出可能額⑥最低拠出額

- ② 掛金額 0円 月別掛金方式であれば、掛金を納付しない月（掛金額 0円）を設定することができます。⇒③拠出区分期間
- ③ 拠出区分期間 掛金額 0円とし始めた月から掛金を納付する月までの連続する期間の月数。⇒⑥最低拠出額
- ④ 年内の繰越 月別掛金方式では、毎月定額方式の月額上限と月別掛金方式の掛金納付予定額の差額は翌月に繰り越せます。⇒⑩翌年への繰越
- ⑤ 拠出可能額 加入資格に応じた毎月定額方式の月額上限額と前月からの繰越額との合計の範囲内で掛金額を選択できます。⇒⑧掛金額
- ⑥ 最低拠出額 掛金を納付する場合は「毎月定額方式の月額下限 5,000円×③拠出区分期間の月数」以上の設定が必要です。
- ⑦ 拠出額単位 掛金を納付する場合は、1,000円単位となります。
- ⑧ 掛金額 掛金を納付する場合は最低拠出額以上、当月の拠出可能額以下で、1,000円単位となります。⇒⑤拠出可能額⑥最低拠出額
- ⑨ 拠出単位期間 拠出月 12月分（引落日 1月 26日）から拠出月 11月分（引落日 12月 26日）の 1年を指します。⇒⑩翌年への繰越
- ⑩ 翌年への繰越 拠出月 11月分（引落日 12月 26日）で拠出されなかった拠出可能額は、拠出月 12月分（引落日 1月 26日）へ繰り越すことができません。
- ⑪ 必須拠出月 拠出月 11月分（引落日 12月 26日）は掛金を納付しない月（掛金額 0円）とすることができません。最低拠出額以上の掛金を設定ください。

## ○ 拠出月 3月分（引落日 4月 26日）の掛金額の説明 拠出区分期間 4カ月（前年 12月分～3月分）

最低拠出額：毎月定額方式の月額下限 5,000円×拠出区分期間 4カ月=20,000円以上  
 拠出可能額：毎月定額方式の月額上限 12,000円×拠出区分期間 4カ月 + 前年 11月分からの繰越 0円=48,000円以下の範囲内で  
 拠出額単位：1,000円単位より 掛金額：30,000円を選択した例です。  
 翌月繰越額：拠出可能額 48,000円 - 掛金額 30,000円=18,000円が翌月の拠出可能額へ繰越されます。

## ○ 拠出月 6月分（引落日 7月 26日）の掛金額の説明 拠出区分期間 3カ月（4月分～6月分）

最低拠出額：毎月定額方式の月額下限 5,000円×拠出区分期間 3カ月=15,000円以上  
 拠出可能額：毎月定額方式の月額上限 12,000円×拠出区分期間 3カ月 + 3月分からの繰越 18,000円=54,000円以下の範囲内で  
 拠出額単位：1,000円単位より 拠出可能額上限いっぱいの 54,000円を選択した例です。  
 翌月繰越額：拠出可能額 54,000円 - 掛金額 54,000円=0円ですので翌月の拠出可能額への繰越はありません。

## ○ 拠出月 7月分（引落日 8月 26日）の掛金額の説明 拠出区分期間 1カ月（7月分～7月分）

最低拠出額：毎月定額方式の月額下限 5,000円×拠出区分期間 1カ月=5,000円以上  
 拠出可能額：毎月定額方式の月額上限 12,000円×拠出区分期間 1カ月 + 6月分からの繰越 0円=12,000円以下の範囲内で  
 拠出額単位：1,000円単位より 最低拠出額の 5,000円を選択した例です。  
 翌月繰越額：拠出可能額 12,000円 - 掛金額 5,000円=7,000円が翌月の拠出可能額へ繰越されます。

## ○ 拠出月 11月分（引落日 12月 26日）の掛金額の説明 拠出区分期間 4カ月（8月分～11月分）

最低拠出額：毎月定額方式の月額下限 5,000円×拠出区分期間 4カ月=20,000円以上  
 拠出可能額：毎月定額方式の月額上限 12,000円×拠出区分期間 4カ月 + 7月分からの繰越 7,000円=55,000円以下の範囲内で  
 拠出額単位：1,000円単位より 掛金額：40,000円を選択した例です。  
 翌月繰越額：0円です。 拠出可能額 55,000円 - 掛金額 40,000円=15,000円は 12月分（引落日 1月 26日）の拠出可能額への繰越はできません。

## × 拠出月 11月分（引落日 12月 26日）の掛金額を 0円にする

拠出月 11月分（引落日 12月 26日）は⑪必須拠出月です。掛金額を 0円にすることはできません。⇒⑪必須拠出月

## × 拠出月 11月分（引落日 12月 26日）の掛金額を 10,000円にする

拠出月 11月分（引落日 12月 26日）の最低拠出額は拠出区分期間が 4カ月ですので 20,000円です。⇒⑥最低拠出額

## × 拠出月 12月分（引落日 1月 26日）の掛金額を 20,000円にする

拠出月 11月分（引落日 12月 26日）で拠出されなかった残額は拠出月 12月分（引落日 1月 26日）へ繰り越すことはできません。⇒⑩翌年への繰越

# 年単位拠出（月別掛金方式）とは

## 1. 毎月定額方式の場合の月額掛金の上限（毎月の拠出限度額）を把握しましょう。

年単位拠出（月別掛金方式）でも掛金額の上限は毎月定額方式の月額掛金の上限（毎月の拠出限度額）が計算の基準になります。

被保険者の種類 他の企業年金制度の 加入状況★	第2号被保険者 (共済組合員)				第1号被保険者♠ (任意加入被保険者◆)	第3号被保険者
	00	13～15♣	10～12,16,53♥	50～52♣		
毎月定額方式の 掛金額の範囲	5,000円～ 23,000円	5,000円～ 12,000円	年単位拠出は 利用できません	5,000円～ 12,000円	5,000円～ 68,000円	5,000円～ 23,000円

- ★ 第2号被保険者・共済組合員の「他の企業年金制度等の加入状況」は、加入申出書または事業主証明書記載のコードを参照ください。
- ♣ 第2号被保険者・共済組合員で確定給付企業年金制度・共済年金制度に加入している方は、2024年12月分以降年単位拠出（月別掛金方式）は利用できません。2024年11月分までに毎月定額方式への変更が必要になります。
- ♥ 第2号被保険者・共済組合員で企業型確定拠出企業年金にも加入されている方は、年単位拠出（月別掛金方式）は利用できません。
- ♠ 第1号被保険者の方は、国民年金基金掛金月額と合算で上限68,000円となります。国民年金基金掛金月額が14,800円であれば、個人型年金の毎月定額方式の場合の月額掛金の上限は53,000円ですが、年単位方式の月額上限は53,200円（＝68,000円-14,800円）で計算します。国民年金の付加保険料（納付月額400円）を納付している場合は、毎月定額方式の場合の月額掛金の上限は67,000円ですが、年単位方式では月額上限は67,600円で計算します。
- ◆ 任意加入被保険者の方のうち海外居住の方は年単位拠出（月別掛金方式）は利用できません。国内居住の方も任意加入終了予定年月が明確になっているなどの場合は年単位拠出（月別掛金方式）は利用できません。

## 2. 年単位拠出（月別掛金方式）は1年間の掛金を年度内で繰り下げて納付することができる制度です。

（以下の説明で使用される記号①～は2ページに、A～は4ページに説明があります。）

- あらかじめ掛金の納付計画を登録して、その納付計画通りに納付する制度です。  
納付計画の事前登録が必要です。加入者月別掛金額登録・変更届はそのための届書です。当年度と翌年度の2年分の納付計画を作成します。翌々年度以降は翌年度の納付計画が適用されます。  
加入前の期間は繰り下げの対象にはなりません。  
届出より前に振替不能で未納となった掛金を遡及して納付計画とすることはできません。
- 拠出月11月分（引落日12月26日）は必ず納付額の設定が必要です。  
繰り下げ対象となる期間は⑫拠出単位期間の1年です。拠出月前年12月分（引落日1月26日）から拠出月11月分（引落日12月26日）の1年を指します。  
⑫拠出単位期間の1年を超えて、拠出月11月分（引落日12月26日）の納付を0円として翌年度に繰り越すことは出来ません。また、拠出月11月分（引落日12月26日）の掛金額は、⑥最低拠出額（「毎月定額方式の月額下限5,000円×③拠出区分期間の月数」以上）で⑦拠出額単位である1,000円単位でなければなりません。
- 拠出月11月分（引落日12月26日）で納付されなかった繰越額を翌年度へ繰り越すことは出来ません。  
繰り下げ対象となる期間は⑫拠出単位期間の1年です。⑫拠出単位期間の1年を超えて、繰り越すことは出来ません。
- 11月に加入申出と同時に年単位拠出（月別掛金方式）を開始しようとする場合の注意  
11月加入の場合、当年度は年単位拠出（月別掛金方式）を指定することができません。  
11月加入の場合、拠出月11月分（引落日12月26日）について⑩加入月の掛金額を0円として翌月以降に繰越する取扱と⑨拠出月11月分（引落日12月26日）が⑪必須拠出月である取扱の両方が競合するため、当年度は年単位方式を指定することができません。当年度は毎月定額方式で加入手続きし、翌年度から年単位方式に変更する手続きをすることになります。⇒6ページb. 現在掛金を拠出している場合

## 3. 各月の繰り下げ額の上限を超えて前納することはできません。

- 確定拠出年金は、加入している各月の掛金を翌月に納付する制度です。年単位拠出（月別掛金方式）はあらかじめ納付計画を提出することで、各月翌月の納付を⑫拠出単位期間の年度内で繰り下げて納付することができる制度です。
- 拠出月12月分（引落日1月26日）に当年拠出月11月分までの1年分を全額納付するような前納の取扱はできません。  
前納の取扱をしている国民年金基金とは取扱が異なりますのでご注意ください。  
拠出月前年12月分（引落日1月26日）から拠出月11月分までの1年分を拠出月11月分（引落日12月26日）に全額納付する後納の取扱は可能です。⇒6ページ下段の例2

## 4. 掛金額0円として繰り下げた場合は振替不能にご注意ください。

- 残高不足などにより振替不能となった場合は、掛金額0円として繰り下げた③拠出区分期間が掛金未納として取り扱われます。通算拠出期間に算入されず、給付を受ける際の退職所得控除の勤続年数として扱われません。
- ③拠出区分期間の途中で加入者資格を喪失した場合、③拠出区分期間が掛金未納として取り扱われます。③拠出区分期間の途中で資格喪失理由（例：第1号被保険者・第3号被保険者の方の場合60歳）に該当するなど加入者資格の喪失が予定される場合は、事前に納付計画の変更を届出する必要があります。

# 加入者月別掛金額登録・変更届の記入要領

1. 申出者 ▼申出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。

フリガナ ネンキン イチロウ 基礎年金番号 1234-567890

氏名 **年金 一郎** 生年月日  昭和<sup>5</sup>  平成<sup>7</sup> 491006

年金手帳または基礎年金番号通知書を参照の上、基礎年金番号を記入してください。

2. 当年の掛金額の指定			3. 翌年以降の掛金額の指定		
当年【令和 年】			翌年【令和 年】以降		
引落日	納付済	掛金額	引落日	掛金額	
1月26日引落 (前年12月分)	円	円	1月26日引落 (前年12月分)	円	
2月26日引落 (1月分)	円	円	2月26日引落 (1月分)	円	
3月26日引落 (2月分)	円	円	3月26日引落 (2月分)	円	
4月26日引落 (3月分)	円	円	4月26日引落 (3月分)	円	
5月26日引落 (4月分)	円	円	5月26日引落 (4月分)	円	

- 掛金額の指定欄は【当年（加入者月別掛金額登録・変更届を提出する年）】と【翌年以降】の2年分を作成します。
- 3年目以降は【翌年以降】の欄に記載されている金額で取扱されます。
- 【当年】欄は、
  - これから掛金の拠出を始める場合（iDeCo新規加入または運用指図者から加入者への変更）
  - 現在掛金を拠出している場合（既存加入者：毎月定額方式からの変更・月別掛金額方式の予定額の変更など）により作成要領が異なります。

a. これから掛金の拠出を始める場合の【当年】欄の記入要領です。 ①～⑧は2ページに説明があります。

2. 当年の掛金額の指定

当年【令和 **A** 年】

引落日	納付済	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)	円	円
2月26日引落 (1月分)	円	円
3月26日引落 (2月分)	円	<b>C</b>
4月26日引落 (3月分)	円	円
5月26日引落 (4月分)	円	円
6月26日引落 (5月分)	<b>B</b>	<b>D</b>
7月26日引落 (6月分)	円	<b>E</b>
8月26日引落 (7月分)	円	円
9月26日引落 (8月分)	円	<b>F</b>
10月26日引落 (9月分)	円	円
11月26日引落 (10月分)	円	円
12月26日引落 (11月分)	円	<b>G</b>
合計		<b>H</b>

- 5月に加入申出手続をする場合を例としています。  
加入申出翌月26日引落(6月26日引落)は引落金額の指定はできません。
- 当年欄の年号を和暦で記入します。
  - これから掛金の拠出を始める場合は、納付済欄の記入は不要です。
  - 5月に加入申出手続をする場合、1月26日引落(前年12月分)から5月26日引落(4月分)までの掛金額欄の記入は不要です。
  - 5月に加入申出手続をする場合、6月26日引落(5月分)の掛金額欄は0円と記入してください。当年は6月26日の引落は設定できません。③拠出区分期間は6月26日引落(5月分)から始まります。当年6月26日引落(5月分)での納付希望額は、7月26日引落(6月分)から12月26日引落(11月分)までの掛金に加算して記入ください。
  - 7月26日引落(6月分)で掛金納付をおこなう場合は、③拠出区分期間が2カ月となりますので⑥最低拠出額は10,000円です。7月26日引落(6月分)をおこなわずに繰り越すこともできます。繰り越す場合は0円と記入してください。
  - 掛金額⑧は最低拠出額以上、当月の拠出可能額以下で1,000円単位となります。拠出をおこなわず繰り越す場合は0円と記入してください。
  - 12月26日引落(11月分)は⑩必須拠出月です。⑥最低拠出額以上、⑤当月の拠出可能額以下で1,000円単位で掛金額を記入してください。
  - 当年の掛金額欄の合計額を合計欄に記入します。

**11月に加入申出される場合の注意事項**

11月加入の場合、当年度は年単位方式を指定することができません。

11月加入の場合、12月26日引落(11月分)について **D**加入月の掛金額を0円として翌月以降に繰越する取扱と **G**12月26日引落(11月分)が⑩必須拠出月である取扱の両方が適用されるため、当年度は年単位方式を指定することができません。当年度は毎月定額方式で加入手続き、翌年度から年単位方式に変更する手続きをすることになります。⇒ b. 現在掛金を拠出している場合

【翌年以降の掛金額の指定】欄の記入要領はこちら

**b. 現在掛金を拠出している場合の【当年】欄の記入要領です。**

①～⑩は2ページに説明があります。

※【加入者月別掛金額登録・変更届】単独では月別掛金方式の手続は完結しません。

⇒1ページ下段 あわせて提出する書類 を参照ください。

5月上旬に変更届出をする場合を例としています。(5月20日までに国民年金基金連合会で変更届が受理される前提です)

2. 当年の掛金額の指定		
引落日	納付済	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)		円
2月26日引落 (1月分)		円
3月26日引落 (2月分)	B	C
4月26日引落 (3月分)		円
5月26日引落 (4月分)		円
6月26日引落 (5月分)	D	円
7月26日引落 (6月分)		円
8月26日引落 (7月分)		円
9月26日引落 (8月分)	I	F
10月26日引落 (9月分)		円
11月26日引落 (10月分)		円
12月26日引落 (11月分)		G
合計		H

- A 当年欄の年号を和暦で記入します。
- B 変更申出月まで(1月26日～5月26日引落)の納付済欄  
納付済の月については納付済の掛金額を記入します。掛金を納付  
予定であったが残高不足や一時停止などの理由により未納の場合  
は、本来納付予定だった掛金額を納付済欄に金額を記入します。  
納付を行わず繰越としていた月については0円と記入します。
- C 変更申出翌月まで(1月26日～6月26日引落)の掛金額欄  
記入しません。
- D 変更申出翌月(6月26日引落)の納付済欄  
現在お届けの掛金引落予定額を記入してください。
- F 変更申出翌々月(7月26日引落)以降の掛金額欄  
拠出を行わず繰り越しをする月:「0」円を記入します。  
拠出を行う月:1,000円単位で⑥最低拠出額(5,000円×③拠  
出区分期間の月数)以上、⑤当月の拠出可能額以下の金額を記入  
します。
- G 12月26日引落(11月分)は⑩必須拠出月です。最低拠出額以上、  
当月の拠出可能額以下で、1,000円単位で掛金額を記入します。
- H 掛金額欄の合計額(F～Gの合計)を合計欄に記入します。
- I 掛金額欄に金額を記載する月(掛金納付を繰り越すため0円と  
記入する場合を含む)は、納付済欄の記入は不要です。

【翌年以降の掛金額の指定】欄の記入要領は  
こちら

**【翌年以降の掛金額の指定】欄の記入要領です。**

3. 翌年以降の掛金額の指定	
引落日	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)	円
2月26日引落 (1月分)	円
3月26日引落 (2月分)	円
4月26日引落 (3月分)	円
5月26日引落 (4月分)	円
6月26日引落 (5月分)	K
7月26日引落 (6月分)	円
8月26日引落 (7月分)	円
9月26日引落 (8月分)	円
10月26日引落 (9月分)	円
11月26日引落 (10月分)	円
12月26日引落 (11月分)	L
合計	M

- J 翌年欄の年号を和暦で記入し  
ます。
- K 掛金額⑧は最低拠出額以  
上、当月の拠出可能額以下  
で1,000円単位となります。  
拠出をおこなわず繰り越す場  
合は0円と記入します。  
掛金額のパターンを当年と揃  
える必要はありません。3年  
目以降は翌年欄の掛金額のパ  
ターンが適用されます。
- 60歳到達時の注意  
翌年9月20日に60歳にな  
る場合、10月26日引落(9  
月分)以降の掛金額は設定で  
きません。
- L 12月26日引落(11月分)  
は⑩必須拠出月です。⑥最低  
拠出額以上、⑤当月の拠出可  
能額以下で1,000円単位で  
掛金額を記入してください。
- M 翌年の掛金額欄の合計額を合  
計欄に記入します。

**⑩加入申出月、変更申出月の考え方**

加入者月別掛金額登録・変更届と、併せて  
提出する加入申出書(その他変更関係書  
類)をiDeCo受付センターで受付完了し  
た日を含む月を加入申出月、変更申出月と  
言います。

書類の投函が月末近くの場合、iDeCo受  
付センターへの配達・受付が翌月になるこ  
とがあります。iDeCo受付センターでの  
受付が翌月になると加入申出月、変更申出  
月が1カ月繰り下がるため、申込内容の修正  
が必要になります。

- ・加入者月別掛金額登録・変更届については、  
月の前半に余裕を持って提出ください。
- ・再提出時に加入申出月・変更申出月が変わ  
る場合は、納付済欄・掛金額欄の修正の他、  
合計欄の修正が必要ではないか確認ください。

5月30日投函

↓

6月1日iDeCo受付センターへの配達  
加入申出月、変更申出月は6月になります。

# 月別掛金方式の限度額・繰越額の計算例

## 〈例1〉 新規加入

当月の限度額<sup>②</sup>=前月の繰越額<sup>⑤</sup>+毎月の拠出限度額<sup>①</sup>  
 繰越額<sup>⑤</sup>=当月限度額<sup>②</sup>-当月納付済額<sup>③</sup>-当月掛金額<sup>④</sup>

現況	毎月の拠出限度額 <sup>①</sup>	ご希望の手続	手続時期
第2号被保険者でiDeCoの口座はない。他の企業年金制度等の加入状況は"00"他制度なし	23,000円	iDeCoの新規加入にあたり毎月の掛金は抑えて7月と12月に50,000円加算したい。	新規加入の申込は4月上旬に提出する。4月分から掛金の対象になるよう手続する。

引落日	【当年の掛金額の指定】			
	限度額 <sup>②</sup>	納付済額 <sup>③</sup>	掛金額 <sup>④</sup>	繰越額 <sup>⑤</sup>
1月26日引落(前年12月分)				
2月26日引落(1月分)				
3月26日引落(2月分)				
4月26日引落(3月分)				
5月26日引落(4月分)	23,000円		0円	23,000円
6月26日引落(5月分)	46,000円		10,000円	36,000円
7月26日引落(6月分)	59,000円		55,000円	4,000円
8月26日引落(7月分)	27,000円		5,000円	22,000円
9月26日引落(8月分)	45,000円		5,000円	40,000円
10月26日引落(9月分)	63,000円		5,000円	58,000円
11月26日引落(10月分)	81,000円		5,000円	76,000円
12月26日引落(11月分)	99,000円		55,000円	44,000円
合計			140,000円	翌年への繰越はできません。

【翌年以降の掛金額の指定】			
限度額 <sup>②</sup>	納付済額 <sup>③</sup>	掛金額 <sup>④</sup>	繰越額 <sup>⑤</sup>
23,000円		5,000円	18,000円
41,000円		5,000円	36,000円
59,000円		5,000円	54,000円
77,000円		5,000円	72,000円
95,000円		5,000円	90,000円
113,000円		5,000円	108,000円
131,000円		55,000円	76,000円
99,000円		5,000円	94,000円
117,000円		5,000円	112,000円
135,000円		5,000円	130,000円
153,000円		5,000円	148,000円
171,000円		55,000円	116,000円
		160,000円	翌々年への繰越はできません。

## 〈例2〉 掛金額変更

当月の限度額<sup>②</sup>=前月の繰越額<sup>⑤</sup>+毎月の拠出限度額<sup>①</sup>  
 繰越額<sup>⑤</sup>=当月限度額<sup>②</sup>-当月納付済額<sup>③</sup>-当月掛金額<sup>④</sup>

現況	毎月の拠出限度額 <sup>①</sup>	ご希望の手続	手続時期
第1号被保険者で毎月67,000円納付している。国民年金の付加保険料400円を納めている。	67,600円 (毎月定額方式の場合は千円単位)	掛金の納付は年1回にまとめた。	月別掛金方式への変更は5月上旬に提出する。5月分から月別掛金方式の対象になるよう手続する。

引落日	【当年の掛金額の指定】			
	限度額 <sup>②</sup>	納付済額 <sup>③</sup>	掛金額 <sup>④</sup>	繰越額 <sup>⑤</sup>
1月26日引落(前年12月分)	67,600円	67,000円		600円
2月26日引落(1月分)	68,200円	67,000円		1,200円
3月26日引落(2月分)	68,800円	67,000円		1,800円
4月26日引落(3月分)	69,400円	67,000円		2,400円
5月26日引落(4月分)	70,000円	67,000円		3,000円
6月26日引落(5月分)	70,600円	67,000円		3,600円
7月26日引落(6月分)	71,200円		0円	71,200円
8月26日引落(7月分)	138,800円		0円	138,800円
9月26日引落(8月分)	206,400円		0円	206,400円
10月26日引落(9月分)	274,000円		0円	274,000円
11月26日引落(10月分)	341,600円		0円	341,600円
12月26日引落(11月分)	409,200円		409,000円	200円
合計			409,000円	翌年への繰越はできません。

【翌年以降の掛金額の指定】			
限度額 <sup>②</sup>	納付済額 <sup>③</sup>	掛金額 <sup>④</sup>	繰越額 <sup>⑤</sup>
67,600円		0円	67,600円
135,200円		0円	135,200円
202,800円		0円	202,800円
270,400円		0円	270,400円
338,000円		0円	338,000円
405,600円		0円	405,600円
473,200円		0円	473,200円
540,800円		0円	540,800円
608,400円		0円	608,400円
676,000円		0円	676,000円
743,600円		0円	743,600円
811,200円		811,000円	200円
		811,000円	翌々年への繰越はできません。

この欄は下書き用としてご利用ください。

毎月の拠出限度額 **A**

円

当月の限度額 **B** = 前月の繰越額 **E** + 毎月の拠出限度額 **A**

繰越額 **E** = 当月限度額 **B** - 当月納付済額 **C** - 当月掛金額 **D**

【当年の掛金額の指定】				
引落日	限度額 <b>B</b>	納付済額 <b>C</b>	掛金額 <b>D</b>	繰越額 <b>E</b>
1月26日引落 (前年12月分)	円	円	円	円
2月26日引落 (1月分)	円	円	円	円
3月26日引落 (2月分)	円	円	円	円
4月26日引落 (3月分)	円	円	円	円
5月26日引落 (4月分)	円	円	円	円
6月26日引落 (5月分)	円	円	円	円
7月26日引落 (6月分)	円	円	円	円
8月26日引落 (7月分)	円	円	円	円
9月26日引落 (8月分)	円	円	円	円
10月26日引落 (9月分)	円	円	円	円
11月26日引落 (10月分)	円	円	円	円
12月26日引落 (11月分)	円	円	円	円
合計			円	翌年への繰越は できません。

【翌年以降の掛金額の指定】				
限度額 <b>B</b>	納付済額 <b>C</b>	掛金額 <b>D</b>	繰越額 <b>E</b>	
円	円	円	円	円
円	円	円	円	円
円	円	円	円	円
円	円	円	円	円
円	円	円	円	円
円	円	円	円	円
円	円	円	円	円
円	円	円	円	円
円	円	円	円	円
円	円	円	円	円
円	円	円	円	円
円	円	円	円	円
円	円	円	円	円
			円	翌々年への繰越 はできません。

## 月別掛金方式の予定を変更する場合の制約

iDeCoの掛金額は、1年に1回任意に変更を届出することができます。引落日で1月26日から12月26日(前年12月分から当年11月分)を1年(⑨拠出単位期間)とし、この間に1回掛金額の任意変更が可能です。

今から予定の変更ができるか

<p> 次の条件に該当する場合は、今年、既に掛金額の任意変更をしていることとなります。今年には掛金額の任意変更はできません。</p> <p><input type="checkbox"/> 今年になってから掛金の納付方法を毎月定額方式から月別掛金方式へ変更した。</p> <p><input type="checkbox"/> 今年になってから月別掛金方式の納付予定を任意に変更した。</p>	<p> 次の条件に該当する場合は、今年、掛金額の任意変更をすることができます。</p> <p><input type="checkbox"/> 今年加入申出と同時に納付方法として月別掛金方式を選択し、その後任意変更していない。</p> <p><input type="checkbox"/> 被保険者種別の変更や勤務先変更にともない月別掛金額登録・変更届を提出する際に内容を変更した。</p>
--	--

その変更手続はどの年の変更として扱われるか

既に月別掛金方式で掛金拠出中の方がその予定を変更する場合、当年欄は変更届を提出する年の変更後の予定を記載します。⇨ 8ページ「月別掛金額の変更」

パターン	A	B	C
当年欄の変更	変更あり	変更なし	変更あり
翌年欄の変更	変更なし	変更あり	変更あり
どの年の変更として扱うか	当年 当年は再度の掛金額の任意変更はできませんが、翌年になれば再度の掛金額の任意変更を届出することは可能です。		

# 月別掛金額の変更

## 【1. 月別掛金額方式の毎月の掛金額の予定を変更する】

すでに1年以上月別掛金額方式を継続しており、転退職等（被保険者種別の異動や勤務先変更）に依らず、任意に月別掛金額方式の毎月の掛金額の予定を変更する場合の例です。  
被保険者種別の異動や勤務先変更に依らない任意の掛金額変更は、年1回に限られます。

平成30年に届出した現在適用中の掛金額の予定

2. 当年の掛金額の指定			3. 翌年以降の掛金額の指定		
当年【平成 30 年】			翌年【平成 31 年】以降		
引落日	納付額	掛金額	引落日	納付額	掛金額
1月26日引落 (1月26日)	10,000 円	0 円	1月26日引落 (1月26日)	0 円	0 円
2月26日引落 (1月30日)	10,000 円	0 円	2月26日引落 (1月30日)	0 円	0 円
3月26日引落 (2月28日)	10,000 円	0 円	3月26日引落 (2月28日)	0 円	0 円
4月26日引落 (3月29日)	10,000 円	0 円	4月26日引落 (3月29日)	0 円	0 円
5月26日引落 (4月28日)	0 円	0 円	5月26日引落 (4月28日)	0 円	0 円
6月26日引落 (5月29日)	0 円	100,000 円	6月26日引落 (5月29日)	100,000 円	100,000 円
7月26日引落 (6月28日)	0 円	0 円	7月26日引落 (6月28日)	0 円	0 円
8月26日引落 (7月29日)	0 円	0 円	8月26日引落 (7月29日)	0 円	0 円
9月26日引落 (8月28日)	0 円	0 円	9月26日引落 (8月28日)	0 円	0 円
10月26日引落 (9月29日)	0 円	0 円	10月26日引落 (9月29日)	0 円	0 円
11月26日引落 (10月28日)	0 円	0 円	11月26日引落 (10月28日)	0 円	0 円
12月26日引落 (11月29日)	0 円	200,000 円	12月26日引落 (11月29日)	0 円	200,000 円
合計		300,000 円	合計		300,000 円

に対して

令和4年5月から「掛金額の予定」を変更する場合

2. 当年の掛金額の指定			3. 翌年以降の掛金額の指定		
当年【令和 4 年】			翌年【令和 5 年】以降		
引落日	納付額	掛金額	引落日	納付額	掛金額
1月26日引落 (1月26日)	0 円	0 円	1月26日引落 (1月26日)	0 円	0 円
2月26日引落 (1月30日)	0 円	0 円	2月26日引落 (1月30日)	0 円	0 円
3月26日引落 (2月28日)	0 円	0 円	3月26日引落 (2月28日)	0 円	0 円
4月26日引落 (3月29日)	0 円	0 円	4月26日引落 (3月29日)	0 円	0 円
5月26日引落 (4月28日)	0 円	0 円	5月26日引落 (4月28日)	0 円	0 円
6月26日引落 (5月29日)	0 円	0 円	6月26日引落 (5月29日)	0 円	0 円
7月26日引落 (6月28日)	0 円	0 円	7月26日引落 (6月28日)	0 円	0 円
8月26日引落 (7月29日)	0 円	0 円	8月26日引落 (7月29日)	0 円	0 円
9月26日引落 (8月28日)	0 円	0 円	9月26日引落 (8月28日)	0 円	0 円
10月26日引落 (9月29日)	0 円	0 円	10月26日引落 (9月29日)	0 円	0 円
11月26日引落 (10月28日)	0 円	0 円	11月26日引落 (10月28日)	0 円	0 円
12月26日引落 (11月29日)	0 円	0 円	12月26日引落 (11月29日)	0 円	0 円
合計		144,000 円	合計		144,000 円

変更届の当年の掛金額の指定欄は適用中の掛金額を記入します。

変更する掛金額の予定を記入

### 加入者掛金額変更届 (例)

加入者月別掛金額登録・変更届は被保険者種別に応じた加入者掛金額変更届とともに提出ください。

## 【2. 掛金額納付方式を月別掛金額方式から毎月定額方式へ変更する】

変更後の毎月定額方式の掛金額と⑥最低拠出額を満たす掛金額が一致しない場合、月別掛金額方式から毎月定額方式へ直接変更することはできません。

一旦月別掛金額方式で毎月同額の設定をして、翌年以降に次の変更する場合に毎月定額方式で届出することができるようになります。

- 加入者掛金額変更届の掛金額区分で「納付月と金額を指定して納付します」を指定し、掛金額変更欄はblankとします。
- 加入者月別掛金額登録・変更届を作成し、変更月に「⑥当年度の最低拠出額を満たす掛金額」を設定します。
- 変更月の翌月以降は希望する毎月の掛金額を各月の掛金額欄に記載します。

平成30年に届出した現在適用中の掛金額の予定

2. 当年の掛金額の指定			3. 翌年以降の掛金額の指定		
当年【平成 30 年】			翌年【平成 31 年】以降		
引落日	納付額	掛金額	引落日	納付額	掛金額
1月26日引落 (1月26日)	10,000 円	0 円	1月26日引落 (1月26日)	0 円	0 円
2月26日引落 (1月30日)	10,000 円	0 円	2月26日引落 (1月30日)	0 円	0 円
3月26日引落 (2月28日)	10,000 円	0 円	3月26日引落 (2月28日)	0 円	0 円
4月26日引落 (3月29日)	10,000 円	0 円	4月26日引落 (3月29日)	0 円	0 円
5月26日引落 (4月28日)	0 円	0 円	5月26日引落 (4月28日)	0 円	0 円
6月26日引落 (5月29日)	0 円	100,000 円	6月26日引落 (5月29日)	100,000 円	100,000 円
7月26日引落 (6月28日)	0 円	0 円	7月26日引落 (6月28日)	0 円	0 円
8月26日引落 (7月29日)	0 円	0 円	8月26日引落 (7月29日)	0 円	0 円
9月26日引落 (8月28日)	0 円	0 円	9月26日引落 (8月28日)	0 円	0 円
10月26日引落 (9月29日)	0 円	0 円	10月26日引落 (9月29日)	0 円	0 円
11月26日引落 (10月28日)	0 円	0 円	11月26日引落 (10月28日)	0 円	0 円
12月26日引落 (11月29日)	0 円	200,000 円	12月26日引落 (11月29日)	0 円	200,000 円
合計		300,000 円	合計		300,000 円

に対して

令和4年6月から毎月定額に変更する場合

2. 当年の掛金額の指定			3. 翌年以降の掛金額の指定		
当年【令和 4 年】			翌年【令和 5 年】以降		
引落日	納付額	掛金額	引落日	納付額	掛金額
1月26日引落 (1月26日)	0 円	0 円	1月26日引落 (1月26日)	0 円	5,000 円
2月26日引落 (1月30日)	0 円	0 円	2月26日引落 (1月30日)	0 円	5,000 円
3月26日引落 (2月28日)	0 円	0 円	3月26日引落 (2月28日)	0 円	5,000 円
4月26日引落 (3月29日)	0 円	0 円	4月26日引落 (3月29日)	25,000 円	5,000 円
5月26日引落 (4月28日)	0 円	0 円	5月26日引落 (4月28日)	5,000 円	5,000 円
6月26日引落 (5月29日)	0 円	0 円	6月26日引落 (5月29日)	5,000 円	5,000 円
7月26日引落 (6月28日)	0 円	0 円	7月26日引落 (6月28日)	5,000 円	5,000 円
8月26日引落 (7月29日)	0 円	0 円	8月26日引落 (7月29日)	5,000 円	5,000 円
9月26日引落 (8月28日)	0 円	0 円	9月26日引落 (8月28日)	5,000 円	5,000 円
10月26日引落 (9月29日)	0 円	0 円	10月26日引落 (9月29日)	5,000 円	5,000 円
11月26日引落 (10月28日)	0 円	0 円	11月26日引落 (10月28日)	5,000 円	5,000 円
12月26日引落 (11月29日)	0 円	0 円	12月26日引落 (11月29日)	5,000 円	5,000 円
合計		60,000 円	合計		60,000 円

変更届の当年の掛金額の指定欄は適用中の掛金額を記入します。

変更する掛金額の予定を記入

⑥最低拠出額を満たす掛金額を記入

### 加入者掛金額変更届 (例)

加入者月別掛金額登録・変更届は被保険者種別に応じた加入者掛金額変更届とともに提出ください。

この例の場合、令和4年5月分(6月26日引落)から毎月5,000円とするために令和4年4月分(5月26日引落)で調整する必要があります。加入者月別掛金額登録・変更届は、概ね変更の2か月前前に提出していただく必要があります。令和4年3月上旬には加入者掛金額変更届とともに提出ください。

次の掛金額変更:令和5年以降に毎月定額の掛金額を変更する(毎月5,000円を毎月15,000円に変更する)場合は、加入者掛金額変更届のみの提出で取扱可能です。

### 加入者掛金額変更届 (例)

被保険者種別に応じた加入者掛金額変更届のみ提出ください。

加入者掛金額変更届単独の場合は、概ね変更の1か月前前に提出ください。

